

松江市告示 第 150 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

1. 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道事業
松江市公共下水道

2. 縦覧場所

松江市上下水道局 上下水道部 事業推進課 計画係

3. 縦覧期間

至 令和 9 年 3 月 31 日

（閉庁日、閉庁時間を除く）